

提供日 2023/01/16  
タイトル 静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正  
に係る県民意見提出手続の実施  
担当 暮らし・環境部 環境局 生活環境課  
TEL 大気水質班 054-221-2253



## 静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 に係る県民意見提出手続を実施します。

環境関連法令で定める規制の上乗せなど、本県独自の基準を定めている静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則について、自動車等の原動機の停止（アイドリングストップ）の除外規定の追加と、振動規制法に関する告示への対応を図るための所要の改正を検討しています。

このたび、改正案（概要）を作成し、県民の皆様から、広く御意見や御提案を募集します。

### 1 改正の概要

- (1) 自動車等の原動機の停止（アイドリングストップ）除外規定の追加
- (2) 振動規制法で規制対象外の圧縮機の要件を定めた告示が制定されたことに伴う改正

### 2 募集期間 令和5年1月16日（月）から令和5年2月6日（月）まで

### 3 閲覧方法

インターネットで静岡県ホームページから閲覧が可能

[http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc\\_bosyuu](http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosyuu)

（ホーム→県政情報→行政改革・情報公開→静岡県の情報公開→政策形成過程情報・県民意見提出手続）

### 4 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出。

なお、意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記のこと。

### 5 意見提出先

- (1) 郵送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課（県庁西館6階）
- (2) ファクシミリ 054-221-3665（生活環境課）
- (3) 電子メール seikan@pref.shizuoka.lg.jp（生活環境課メール）

### 6 その他

いただいた意見に対する県の考え方は、県のホームページ等で公表させていただきます。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

電話等による口頭での御意見には対応しかねますので、御了承ください。